

(第120期定時株主総会招集通知添付書類)

第120期 報告書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

経営理念

企業使命

一流の商品とサービスを世界に提供し続ける機械メーカーを目指します。
誠実を旨とし、あらゆるステークホルダーから高い評価と信頼を得て、
社会に貢献します。

私たちの価値観

- 顧客第一：顧客価値を第一に考え優れた商品とサービスを提供します。
- 変化への挑戦：現状に甘んずることなく変化に挑戦し続けます。
- 技術重視：独自の技術を磨き社会の発展に貢献します。
- 人間尊重：互いを尊重し学び合い成長する組織風土を育みます。

目次

事業報告	1	連結計算書類	36
Ⅰ 企業集団の現況	1	計算書類	40
Ⅱ 会社の現況	17	監査報告	42

連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表並びに計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.shi.co.jp>) に掲載しておりますので、本報告書には記載しておりません。

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

I 企業集団の現況

1. 事業の経過及びその成果

当期のわが国経済は、実質賃金の伸び悩みや下期以降の株安による消費者マインドの悪化などにより個人消費は力強さを欠く状況を見せ、また企業業績の改善により設備投資に持ち直しの動きが見られたものの、輸出の停滞などにより、企業が慎重な姿勢を強めつつあるなど、回復基調に陰りが見られました。海外では、米国経済は景気の回復が続き、金融政策の正常化へ移行し、欧州経済も緩やかな回復が続きました。その一方で中国経済は景気減速が鮮明化し、その他新興国でも中国経済減速の影響や原油等資源価格の低迷を受け成長ペースが鈍化するなど、世界経済全体としては総じて緩やかな減速基調にありました。

このような経営環境のもと、当社グループは、前期にスタートした「中期経営計画2016」を推進し、当期は以下の項目を重点施策として事業運営を行ってまいりました。

(1) 持続的成長の基盤を構築するための「着実な成長」

① 「グローバル化（拡がる）」

プラスチック加工機械事業では、ドイツの子会社のSUMITOMO (SHI) DEMAG PLASTICS MACHINERY GmbHとの間で欧州での電動式射出成形機の販売、開発の連携強化を継続するとともに、中国において同社の新工場を開設するなど、中国及びアジア市場の需要対応力を強化してまいりました。減・変速機事業では、ベルギーの子会社のHANSEN INDUSTRIAL TRANSMISSIONS NVの海外拠点再編を進めるとともに、日本及びアジアの生産拠点間において大型の減・変速機のサプライチェーンの再編を行い、コスト競争力の強化を図ってまいりました。また、極低温冷凍機事業では、今後さらに成長が期待される中国市場において販売とサービス体制の強化を目的に新たな拠点を開設し、営業力強化を図ってまいりました。

② 「イノベーション（変わる）」

プラスチック加工機械事業では、全電動中型射出成形機の開発に注力し、従来機より大きな金型の搭載を可能とすることで成形品の生産性向上に大きく寄与することのできる新シリーズS E E V - A - H Dの販売を開始しました。また、産業機器事業では、サイクロトロン中性子照射システムとホウ素化合物を用いたホウ素中性子捕捉療法(B N C T)の医療機器化を図るため、がんに対する治療効果を検証する臨床試験を開始し、最先端のがん医療技術の実現に向けて前進することができました。

③ 「グループ内の連携シナジー（つながる）」

グループ内で培ったシステム制御技術で差別化を実現した、ハイブリッド油圧ショベルや、ショベルの後方視界を確保するF V M（フィールドビューモニター）の普及が進みました。また、注力するエネルギー分野では、ボイラ事業とタービン事業の協業を進めるなど、グループ内で連携し競争力の強化を図ってまいりました。

(2) 「高収益への反転」

プラスチック加工機械事業、半導体関連事業などの精密機械部門において、差別化された商品力を活かし顧客ニーズに応えることで、売上、利益の改善が進みました。また、運搬機械事業において、「繰返し型生産モデル」への変革を推進し生産効率を高めることで、売上、利益の改善が進みました。さらに、各事業部門において中期経営計画の重点課題であるアフターマーケット・ビジネスの強化に努め、経営環境が変動する中で利益確保へ大きく貢献いたしました。

(3) 「たゆみなき業務品質改善」

本社経営品質本部がリーダーシップをとり、当社グループの製品品質管理機能を強化するための取組みを継続的に進めました。安全への取組みにつきましても、安全衛生改革基本計画の第二次実行計画に基づき、安全衛生管理力の強化と労働災害撲滅に努めてまいりました。

(4) コンプライアンスの徹底

「コンプライアンスは全てに優先する」という基本原則のもと、当期は独占禁止法遵守教育や、ディスカッション方式及びeラーニングによるコンプライアンス教育等を行いました。また、中国の事業拠点においても、ディスカッション方式のコンプライアンス教育を行い、コンプライアンス体制の強化を図りました。

これらの経営施策に取り組みました結果、当社グループの当期の受注高は、前期比7%減の6,859億円、売上高につきましては、前期比5%増で過去最高の7,008億円となりました。

損益面につきましては、営業利益は前期比10%増の506億円、経常利益は前期比9%増の491億円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比36%増の331億円となりました。また、税引後のROIC*は7.6%となりました。

なお、当期の単体業績は、受注高1,739億円、売上高1,969億円、営業利益54億円、経常利益209億円、当期純利益189億円となりました。

以上のような経営成績及び財務状況を勘案し、当期の剰余金の配当につきましては、すでに実施いたしました中間配当の1株につき7円と合わせて、前期比4円増の1株につき16円とさせていただきます。

*ROICとは、投下資本税引後利益率であり、投下資本（株主資本と有利子負債の合計金額）に対してどれだけ利益を出しているか、資本のコストに見合う収益性があるかを示す指標であります。

(部門別事業の状況)

(1) 機械コンポーネント部門

中国市況が低迷したものの、国内や北米市況が堅調に推移したことから、受注、売上ともに増加いたしました。

この結果、受注高は前期とほぼ同じ1,050億円、売上高は前期比5%増の1,076億円、営業利益は前期比35%増の89億円となりました。

(2) 精密機械部門

プラスチック加工機械事業は、アジアでのIT関連需要が一巡する一方、国内、欧州及び北米の市況が堅調に推移したことから、受注、売上ともに増加いたしました。

その他事業は、半導体関連機種種の受注が減少したものの、売上は増加いたしました。

この結果、受注高は前期とほぼ同じ1,546億円、売上高は前期比6%増の1,546億円、営業利益は前期比38%増の187億円となりました。

(3) 建設機械部門

油圧ショベル事業は、中国市場の需要が大幅に減少し回復を見せないことや、国内における前期の排ガス規制対応の駆け込み需要の反動減などにより、受注、売上ともに減少いたしました。

建設用クレーン事業は、北米市場の需要が低調な推移であったことから、受注が減少したものの、売上は増加いたしました。

この結果、受注高は前期比5%減の1,971億円、売上高は前期とほぼ同じ2,019億円、営業利益は前期比63%減の44億円となりました。

(4) 産業機械部門

運搬機械事業は、国内造船業界向けを中心に好調に推移し、また産業機器事業においては、陽子線治療システムを受注するなど、部門全体では受注、売上ともに増加いたしました。

この結果、受注高は前期比3%増の926億円、売上高は前期比16%増の879億円、営業利益は前期比73%増の100億円となりました。

(5) 船舶部門

当社が特化している中型タンカー市場は比較的安定していたものの、新造船市場全般は厳しさが増しており、当期は、前期より7隻少ない2隻の新造船を受注いたしました。また、売上は前期と同じ3隻の引渡しとなりました。

この結果、受注高は前期比64%減の225億円、売上高は前期比11%増の290億円、営業利益は10億円となりました。

(6) 環境・プラント部門

エネルギープラント事業は、海外のI P P（独立発電事業者）向け循環流動層ボイラの受注や国内のバイオマス発電設備の受注がありましたが、受注件数が少なかったことから、受注は減少したものの、売上は増加いたしました。

水処理プラント事業は、大規模改修工事を受注したことから、受注、売上ともに増加いたしました。

この結果、受注高は前期比7%減の1,061億円、売上高は前期比4%増の1,097億円、営業利益は前期比23%減の58億円となりました。

(7) その他部門

受注高は前期比20%減の81億円、売上高は前期比18%増の101億円、営業利益は前期比2%減の18億円となりました。

企業集団の部門別 受注高・売上高・受注残高

(単位：億円)

部 門	受 注 高		売 上 高		受 注 残 高	
	前 期 (平成26年度)	当 期 (平成27年度)	前 期 (平成26年度)	当 期 (平成27年度)	前期末 (平成27年3月31日)	当期末 (平成28年3月31日)
機械コンポーネント	1,047	1,050	1,026	1,076	307	282
精 密 機 械	1,546	1,546	1,464	1,546	474	474
建 設 機 械	2,065	1,971	2,020	2,019	337	289
産 業 機 械	896	926	758	879	981	1,027
船 舶	619	225	261	290	652	587
環 境 ・ プ ラ ン ト	1,134	1,061	1,055	1,097	1,135	1,099
そ の 他	101	81	86	101	40	19
合 計	7,408	6,859	6,671	7,008	3,926	3,777

(注) 客先計画取止め工事などについては前期末受注残高にて修正しております。

2. 設備投資の状況

当期の設備投資は、「中期経営計画2016」に基づく成長と収益事業の競争力強化のための投資を中心に行い、設備投資総額は前期比15%増の237億円となりました。

機械コンポーネント部門、精密機械部門及び建設機械部門では、生産能力増強及び生産設備更新によるコスト競争力強化のための投資を行いました。

また、グループ全体としては、国内を中心に既存設備の更新投資、業務革新に必要なIT投資を行いました。

3. 資金調達の状況

当期において増資及び社債の発行等による重要な資金調達は行っておりません。

4. 事業再編等の状況

当社子会社の住友重機械搬送システム株式会社は、平成27年10月1日を効力発生日として、三菱重工業株式会社の子会社である三菱重工マシナリーテクノロジー株式会社の搬送システム事業を承継する吸収分割を行いました。

5. 対処すべき課題

事業を取り巻く経済環境は、国内においては、国際経済、金融情勢の不透明感を反映した円高進行やマイナス金利政策の効果に対する様子見の状況などにより、足踏みが続いております。また個人消費は雇用環境が良好な一方、賃金の伸び悩みから停滞感が強く、企業部門では、個人消費や輸出の停滞から、生産、出荷が一進一退で推移しており、設備投資にも一時の勢いが見られません。海外においては、米国経済は依然好調を維持しているものの、中国経済低迷の長期化と、それに伴う新興国の景気停滞により不透明な状況が続いております。

(1) 「中期経営計画2016」

平成26年度からスタートした「中期経営計画2016」では、平成28年度に売上高7,000億円、営業利益率7.5%を達成することを財務目標としております。また経営指標のROICは、7%以上の確保をめざしております。

当社グループは、上記の目標達成のため、「一流商品を提供し続ける企業」をめざし、高収益へ向けた反転を実行すべく、足元を固め、着実に成長してまいります。

注力する分野としては、当社グループの広範囲な事業領域の中でも、特に需要が拡大するエネルギー関連分野を成長領域と定め、同分野への積極的展開を図ってまいります。

計画遂行においては、引き続き、財務規律を維持するとともに、中期経営計画期間3か年における配当性向は30%を目標に設定しております。

(2) 平成28年度の重点課題

平成28年度は、中期経営計画の最終年度として、以下の施策に取り組んでまいります。

① 持続的成長の基盤を構築するための「着実な成長」

各拠点、各事業の置かれている外部環境、事業環境によってそれぞれ施策は異なりますが、事業拡大に向けた施策として、グループ全体最適の視点で必要な重点投資を積極的かつタイムリーに実施し、着実な成長を図ってまいります。

また、機種ごとに培った固有技術のブラッシュアップに加え、材料、制御などの共通技術による商品力強化を進めてまいります。製造の基盤である接合、加工等の生産技術の継続的改善、生産革新とともにエンジニアリングの強化を狙いとするイノベーション活動を推進してまいります。技術本部を中心にこれらの技術を基盤とした次期商品開発に注力するとともに、全社を挙げて

ICTの活用に取り組んでまいります。

さらに事業部門間連携の施策として、サービス事業の強化をグループ共通課題と位置付け、マーケティング機能、拠点ネットワーク、人材及び情報化等の基盤を強化し、事業拡大に向けた営業プロセス変革を推進してまいります。

②「高収益への反転」

ポートフォリオ・マネジメントを継続し、各事業の成長段階や外部環境を踏まえて目標利益と重点課題を明確にし、経営資源の再配分と事業構造改革を推進してまいります。本社部門においては、外部コンサルティング会社を採用し、間接費の削減に取り組んでおります。また機械コンポーネント事業や精密機械事業などの当社グループをリードする事業群においては、高い目標を設定して高収益を牽引するとともに、全ての事業部門、機種、地域において達成すべき下限目標を設定し、高収益体質への変革、事業の骨太化を図ります。

③「たゆみなき業務品質改善」

(a)製品品質の向上

本社と事業部門が協業し、総力を挙げて製品品質の向上に取り組むなど、品質第一の経営を実践してまいります。

(b)コンプライアンスの徹底

当社グループは、コンプライアンスの徹底を最重要課題の一つとして捉え、当社及びグループ各社の役員及び社員に対してコンプライアンス教育を継続して行い、グループ全体にコンプライアンス意識の一層の周知徹底を図ってまいります。

(c)安全への取組み

当社グループは、安全衛生改革基本計画を策定しており、平成28年度は第二次実行計画の最終年になります。計画の目標達成に向けて、安全衛生管理力の強化、労働災害撲滅、健康管理の推進に取り組んでまいります。

(3) 新中期経営計画の策定

平成28年度は、現中期経営計画「中期経営計画2016」の最終年度にあたります。国際経済、金融情勢の不透明感、中国経済の低迷長期化とそれに端を発した新興国の成長停滞等の影響もあり、計画当初の財務目標を達成することは困難な状況となってきておりますが、「着実な成長」、「高収益への反転」及び「たゆみなき業務品質改善」の基本目標は、このような環境下でも着実に進展していると確信しております。

当社は、「中期経営計画2016」の成果と経営環境の変化を踏まえ、平成29年度を初年度とする新中期経営計画を策定いたします。新しい経営理念のもと、当社グループは顧客価値を第一に考え、変化に挑戦し、一流商品とサービスを世界に提供し続ける機械メーカーとして、社会の発展に貢献することを企業使命に、上記施策を着実に実行、推進していく所存でございます。

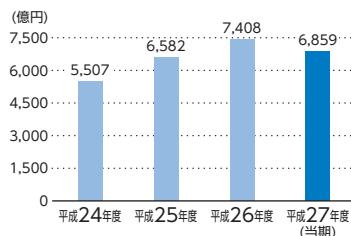
株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

6. 企業集団及び当社の財産及び損益の状況の推移

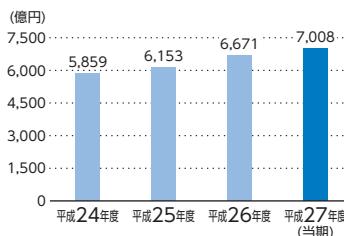
(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (当期)
受 注 高 (億円)	5,507	6,582	7,408	6,859
売 上 高 (億円)	5,859	6,153	6,671	7,008
営 業 利 益 (億円)	313	343	460	506
経 常 利 益 (億円)	310	330	451	491
親会社株主に帰属 する当期純利益 (億円)	59	179	243	331
1株当たり当期純利益 (円)	9.56	29.17	39.71	54.06
総 資 産 (億円)	6,477	7,242	7,860	7,829
純 資 産 (億円)	2,928	3,311	3,651	3,828
1株当たり純資産額 (円)	470.69	532.28	587.37	614.51

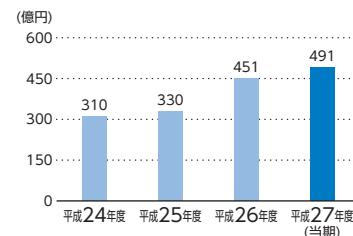
■ 受注高



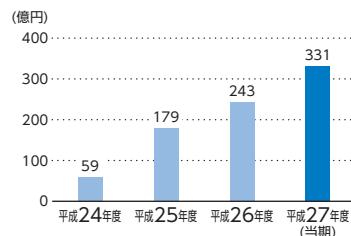
■ 売上高



■ 経常利益



■ 親会社株主に帰属する当期純利益



■ 1株当たり当期純利益



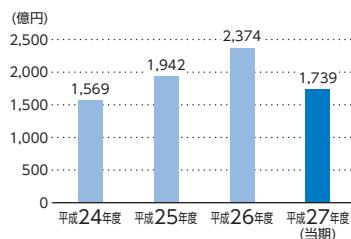
■ 総資産／純資産



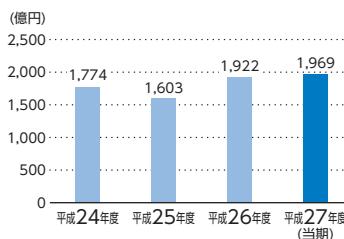
(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (当期)
受 注 高 (億円)	1,569	1,942	2,374	1,739
売 上 高 (億円)	1,774	1,603	1,922	1,969
営 業 利 益 (億円)	0	19	82	54
経 常 利 益 (億円)	143	108	179	209
当 期 純 損 益 (億円)	△1	113	109	189
1 株 当 た り 当 期 純 損 益 (円)	△0.22	18.45	17.79	30.78
総 資 産 (億円)	4,124	4,395	4,623	4,502
純 資 産 (億円)	1,347	1,425	1,477	1,585
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	219.54	232.38	240.95	258.61

■ 受注高



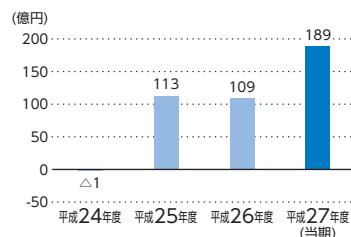
■ 売上高



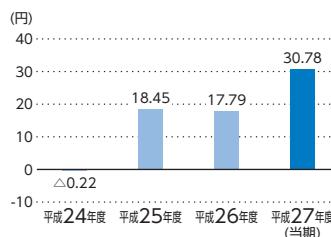
■ 経常利益



■ 当期純損益



■ 1株当たり当期純損益



■ 総資産／純資産



7. 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

部 門	主 要 事 業 品 目
機械コンポーネント	減・変速機、モータ
精 密 機 械	プラスチック加工機械、フィルム加工機、半導体製造装置、レーザ加工システム、極低温冷凍機、精密位置決め装置、精密鍛造品、制御システム装置、防衛装備品、工作機械
建 設 機 械	油圧ショベル、建設用クレーン、道路機械
産 業 機 械	加速器、医療機械器具、液晶ディスプレイ製造装置、鍛造プレス、運搬荷役機械、物流システム、駐車場システム、タービン、ポンプ
船	船舶
環 境 ・ プ ラ ン ト	自家発電設備、ボイラ、産業廃棄物処理設備、大気汚染防止装置、水処理装置、プロセス装置、反応容器、攪拌槽、空調設備、食品製造機械
そ の 他	不動産、ソフトウェア

8. 重要な子会社の状況 (平成28年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
住友建機株式会社	16,000	100	油圧ショベル、道路機械等の製造販売
住友建機販売株式会社	4,000	100	油圧ショベル、道路機械等の国内販売
日本スピンドル製造株式会社	3,276	100	環境機器、空調設備、産業機器等の製造販売
新日本造機株式会社	2,408	100	タービン、ポンプ等の製造販売
住友重機械マシニングエンジニアリング株式会社	2,000	100	船舶等の製造販売
株式会社セイサ	841	100	歯車、減・変速機の製造販売
住友重機械搬送システム株式会社	480	82.8	一般産業機械の製造販売
住友重機械イオンテクノロジー株式会社	480	100	イオン注入装置の製造販売
住友重機械エンバイロメント株式会社	480	100	工場廃水処理施設及び上下水処理施設等の製造販売
住友重機械プロセス機器株式会社	480	100	攪拌槽、反応容器、コークス炉機械等の製造販売
住友重機械精機販売株式会社	400	100	減・変速機等の販売サービス
住重環境エンジニアリング株式会社	400	100	環境衛生施設、公害防止施設の維持、運転、管理
	千米ドル		
LBX COMPANY, LLC (米国)	41,000	100	油圧ショベルの販売サービス
SUMITOMO MACHINERY CORPORATION OF AMERICA (米国)	12,423	100	減・変速機等の製造販売
LBCE HOLDINGS, INC. (米国)	10,618	100	建設用クレーン等の事業統括
	千ユーロ		
HANSEN INDUSTRIAL TRANSMISSIONS NV (ベルギー)	7,000	100	減・変速機の製造販売
SUMITOMO (SHI) DEMAG PLASTICS MACHINERY GmbH (ドイツ)	20,025	100	プラスチック加工機械の製造販売
	千元		
住友建機 (唐山) 有限公司 (中国)	798,938	100	油圧ショベルの製造販売
住友重機械減速機 (中国) 有限公司 (中国)	87,000	100	減・変速機の製造販売

(注) 1. 出資比率は間接保有を含んでおります。

2. 株式会社セイサは、平成28年4月1日付で住友重機械ギヤボックス株式会社に商号変更いたしました。

9. 主要な借入先 (平成28年3月31日現在)

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社三井住友銀行	26,215
三井住友信託銀行株式会社	9,329
株式会社みずほ銀行	6,238
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,044

10. 使用人の状況 (平成28年3月31日現在)

部門	使用人数	前期末比増減
機械コンポーネント	5,394名	41名
精密機械	4,070	28
建設機械	3,123	87
産業機械	2,083	237
船舶	513	37
環境・プラント	2,266	△6
全社（共通）・その他	1,042	6
合計	18,491	430

11. 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

当 社	本 社	東京都品川区大崎二丁目1番1号
	営 業 所	中部支社（名古屋市） 関西支社（大阪市） 九州支社（福岡市）
	工 場	田無製造所（東京都西東京市） 千葉製造所（千葉市） 横須賀製造所（神奈川県横須賀市） 名古屋製造所（愛知県大府市） 岡山製造所（岡山県倉敷市） 愛媛製造所新居浜工場（愛媛県新居浜市） 愛媛製造所西条工場（愛媛県西条市）
	研 究 所	技術研究所（神奈川県横須賀市）
子 会 社	工 場	住友建機株式会社千葉工場（千葉市） 住友重機械マシニング・エンジニアリング株式会社横須賀造船所（神奈川県横須賀市） 株式会社セイサ本社工場（大阪府貝塚市） 日本スピンドル製造株式会社本社工場（兵庫県尼崎市） 新日本造機株式会社呉製作所（広島県呉市） 住友重機械搬送システム株式会社新居浜事業所（愛媛県新居浜市） 住友重機械イオンテクノロジー株式会社愛媛事業所（愛媛県西条市） 住友重機械プロセス機器株式会社本社工場（愛媛県西条市） SUMITOMO MACHINERY CORPORATION OF AMERICA（米国） LINK-BELT CONSTRUCTION EQUIPMENT COMPANY,L.P., LLLP（米国） HANSEN INDUSTRIAL TRANSMISSIONS NV（ベルギー） SUMITOMO(SHI)DEMAG PLASTICS MACHINERY GmbH（ドイツ） SUMITOMO(SHI)CYCLO DRIVE GERMANY GmbH（ドイツ） 住友建機（唐山）有限公司（中国） 住友重機械減速機（中国）有限公司（中国） 寧波住重機械有限公司（中国） SUMITOMO HEAVY INDUSTRIES(VIETNAM)CO., LTD.（ベトナム）

（注）株式会社セイサは、平成28年4月1日付で住友重機械ギヤボックス株式会社に商号変更いたしました。

12. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、京都市から受注した焼却灰溶融施設建設工事に関して、引渡し期限までに施設の引渡しが不可能であるとして、平成25年8月5日、同市から契約解除の通知を受けました。さらに同市は平成26年3月20日、当社に対して損害賠償等を求める訴えを提起し、本報告書作成時点（平成28年5月23日）において訴訟が係属しております。

なお、本報告書作成後における本件の進捗につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.shi.co.jp>)にその内容を掲載いたします。

II 会社の現況

1. 株式の状況 (平成28年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	1,800,000,000株
(2) 発行済株式の総数	614,527,405株
(3) 株主数	42,227名
(4) 大株主	

株 主 名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	33,043	5.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	30,412	4.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	24,590	4.0
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	21,666	3.5
B N Y M L - N O N T R E A T Y A C C O U N T	19,053	3.1
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	15,531	2.5
住 友 重 機 械 工 業 共 栄 会	12,949	2.1
H S B C B A N K P L C A / C C L I E N T S 1	11,405	1.9
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y 5 0 5 0 0 1	10,948	1.8
C H A S E M A N H A T T A N B A N K G T S C L I E N T S A C C O U N T E S C R O W	9,110	1.5

(注) 持株比率は自己株式 (1,648,819株) を控除して計算しております。なお、自己株式には、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的には当社が所有していない株式1,000株が含まれております。

2. 会社役員状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成28年3月31日現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
中村 吉伸	代表取締役会長	取締役会議長
別川 俊介	代表取締役社長 C E O	
西村 眞司	代表取締役 執行役員副社長	企画本部長
高石 祐次	代表取締役 専務執行役員	貿易管理室長 関西支社長
田中 利治	取締役 専務執行役員	パワートランスミッション・コントロール事業部長
冨田 良幸	取締役 常務執行役員	技術本部長
兼重 和人	取締役 常務執行役員	産業機器事業部長
井手 幹雄	取締役	住友建機株式会社代表取締役社長
高橋 進	取締役	株式会社日本総合研究所理事長 内閣府経済財政諮問 会議議員 内閣官房一億総活躍国民会議議員
小島 秀雄※	取締役	小島秀雄公認会計士事務所 公認会計士 アルパイン 株式会社社外監査役
木下 幸雄	常勤監査役	
藤田 和己	常勤監査役	
若江 健雄	監査役	熊谷・若江法律事務所 弁護士
宮澤 孝司※	監査役	公認会計士

- (注) 1. ※は平成27年6月26日付で新たに就任した取締役及び監査役を示します。
 2. 取締役 高橋進及び小島秀雄の両氏は社外取締役であります。
 3. 監査役 若江健雄及び宮澤孝司の両氏は社外監査役であります。
 4. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して、取締役 高橋進及び小島秀雄並びに監査役 若江健雄及び宮澤孝司の各氏を独立役員として届け出ております。

5. 監査役 宮澤孝司氏は公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当期中の退任取締役及び退任監査役（平成27年6月26日退任）
 取締役 吉川 明男（任期満了）
 監査役 小島 秀雄（任期満了）
7. 平成28年4月1日付で、取締役、監査役及び執行役員の地位、担当及び重要な兼職の状況は次のとおりとなっております。

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
中村 吉伸	代表取締役会長	取締役会議長
別川 俊介	代表取締役社長 C E O	
西村 眞司	代表取締役 執行役員副社長	企画本部長 貿易管理室長
富田 良幸	取締役 専務執行役員	技術本部長
田中 利治	取締役 専務執行役員	パワートランスミッション・コントロール事業部長
兼重 和人	取締役 常務執行役員	産業機器事業部長
高石 祐次	取締役	
井手 幹雄	取締役	住友建機株式会社代表取締役会長
高橋 進	取締役	株式会社日本総合研究所理事長 内閣府経済財政諮問会議議員 内閣官房一億総活躍国民会議議員
小島 秀雄	取締役	小島秀雄公認会計士事務所 公認会計士 アルパイン株式会社社外監査役
木下 幸雄	常勤監査役	
藤田 和己	常勤監査役	
若江 健雄	監査役	熊谷・若江法律事務所 弁護士
宮澤 孝司	監査役	公認会計士

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
谷口 勝彦	専務執行役員	経営品質本部長 住友重機械工業（中国）有限公司 董事長 住友重機械工業管理（上海）有限公司董事長
横田 克英	専務執行役員	愛媛製造所長 住友重機械搬送システム株式会社 代表取締役社長
Chuck Martz	専務執行役員	LBCE HOLDINGS,INC. President, CEO & Chairman
岡村 哲也	常務執行役員	SUMITOMO(SHI)DEMAG PLASTICS MACHINERY GmbH CEO
吉川 明男	常務執行役員	新日本造機株式会社代表取締役社長
宮脇 伸賢	常務執行役員	船舶海洋事業部長 住友重機械マリンエンジニア リング株式会社代表取締役社長
鈴木 英夫	常務執行役員	財務経理本部長
下村 真司	常務執行役員	住友建機株式会社代表取締役社長 住友建機販売 株式会社代表取締役社長
森田 裕生	常務執行役員	人事本部長
平岡 和夫	常務執行役員	プラスチック機械事業部長
遠藤 辰也	常務執行役員	装備システム事業部長
土屋 泰次	常務執行役員	精密機器事業部長
小島 英嗣	常務執行役員	メカトロニクス事業部長
熊田 幸生	執行役員	技術本部長補佐
河野 功	執行役員	パワートランスミッション・コントロール事業部ギヤモータ部長

(注) 当社は、「住友重機械コーポレートガバナンス基本方針」において、執行役員の選任を行うに当たっての方針と手続きを定めており、当該方針と手続きに則り、その有する知識、経験、能力を総合的に踏まえて、執行役員を選任しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役	11名	372百万円
監査役	5名	86百万円

(注) 報酬限度額の月額につきましては、取締役が40百万円以内（平成18年6月29日第110期定時株主総会決議）、監査役が7.5百万円以内（平成17年6月29日第109期定時株主総会決議）であります。

(3) 社外役員の状況

①社外役員の報酬等の総額

社外役員 4名 34百万円

②社外役員の主な活動状況

氏名	主な活動状況
高橋 進	当期開催の取締役会16回中15回に出席し、経済、経営についての高い識見と幅広い経験から発言を行っております。
小島 秀雄	当期開催の取締役会16回、平成27年6月26日取締役就任前の監査役在任期間中に開催された監査役会4回のそれぞれ全てに出席し、特に公認会計士として財務及び会計の専門家の見地からの発言を行っております。 また、指名委員会及び報酬委員会の委員長を務めております。
若江 健雄	当期開催の取締役会16回中15回、監査役会13回の全てに出席し、特に弁護士として法律の専門家の見地からの発言を行っております。
宮澤 孝司	平成27年6月26日監査役就任後に開催された取締役会12回、監査役会9回のそれぞれ全てに出席し、特に公認会計士として財務及び会計の専門家の見地からの発言を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役の高橋進及び小島秀雄並びに社外監査役の若江健雄及び宮澤孝司の各氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする内容の契約をそれぞれ締結しております。

3. 会計監査人の状況

(1) 名 称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額及び当該報酬等について監査役会が同意した理由

① 当期に係る会計監査人の報酬等の額 152百万円

② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭
その他の財産上の利益の合計額 249百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当期に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 重要な子会社のうち、LBX COMPANY, LLC、SUMITOMO MACHINERY CORPORATION OF AMERICA、LBCE HOLDINGS, INC.、HANSEN INDUSTRIAL TRANSMISSIONS NV、SUMITOMO(SHI) DEMAG PLASTICS MACHINERY GmbH、住友建機(唐山)有限公司、住友重機械減速機(中国)有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部署及び会計監査人から、監査計画の内容、従前の監査状況及び報酬実績、報酬見積の算出根拠等を確認し、検討した結果、当期に係る会計監査人の報酬等は適切であると判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である「システム導入に関する助言業務」等を委託しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提案いたします。

4. 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための基本方針を以下のとおり定めております。

内部統制システム構築の基本方針

I. 目的

本方針は、取締役会において内部統制システム構築の基本方針を定め、運用することにより、グループの企業価値の向上と持続的な発展を図ることを目的とする。

II. 基本方針

(1) 当社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について

- ① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 当社の取締役会は内部統制システム構築の基本方針の決定を行うとともに、その有効性を適宜検証し、グループ内部統制システムを含む当社の内部統制システムの絶えざる向上・改善を図る。
 - (b) 当社は、独立社外取締役を選任し、取締役会の監督機能の向上を図るものとする。
 - (c) 当社の監査役は、グループ内部統制システムを含む当社の内部統制システムの構築及び運用に関する取締役の職務執行が適正に行われていることを監査する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 当社の取締役の職務執行に係る情報は、当社で定める規程に基づき記録・保存し、当社の取締役及び監査役は、常時それらの記録を閲覧することができる。
 - (b) 当社の取締役の職務執行に係る重要な情報については、関係法令等の定めに従い適時適切な開示に努める。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 当社は、各部門に配置した内部統制推進者からなる内部統制推進体制を構築し、当社の内部統制本部がこれを統括し、リスク管理を推進する。
 - (b) 各リスクの主管部門においてリスク管理に関する規程を整備し、当該規程に基づく教育・指導・監査等を通してリスクの低減を図る。
 - (c) 当社は、各部門に緊急連絡責任者を配置し、緊急事態が発生した場合には、規程に従い直ちに当該緊急連絡責任者から経営トップへ報告を行うものと

- する。報告を受けた経営トップは、適時に適切な対応を取るものとする。
- ④当社の財務報告の信頼性を確保するための体制
- (a)当社は、財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成・開示するために、必要な体制を整備する。
 - (b)当社の内部監査部門は、財務報告に係る内部統制システムの運用状況を監査することにより、当社の財務報告の信頼性を確保する。
- ⑤当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a)当社は執行役員制を採用し、決裁権限規程等に則り、適切な範囲で執行役員に権限を委譲することにより、効率的な職務執行を行う。
 - (b)当社の取締役会で決議した中期経営計画及び年度予算の執行状況を、月次に開催される執行責任者会議等において執行責任者から報告させ、業務執行の状況を掌握できる体制とする。
 - (c)経営上の重要な事項については、多面的な検討に基づき意思決定を行うため、社長の諮問機関として経営戦略委員会等を設置し、当該事項の検討・審議を行う。
- ⑥当社の執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (a)当社は、社長を委員長とする倫理委員会において、コンプライアンスに関する基本方針を決定し、内部統制本部が内部統制推進体制を通じてその徹底を図るものとする。
 - (b)当社は、コンプライアンスに関する教育を継続的に実施する。また、必要に応じ、取締役、執行役員及び全管理職からコンプライアンスに関する誓約書を徴集する。
 - (c)当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える団体や個人に対しては毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を遮断するものとする。
 - (d)当社は、法令や企業倫理に違反する事実やその疑いのある場合の通報先として、内部通報制度を設け、その活用を促し、問題の早期発見に努める。
 - (e)当社の執行役員及び使用人の職務執行については、主管部門による監査を行い、当該職務執行が法令及び定款に適合することを確保する。

(2) 当社及び子会社からなるグループにおける業務の適正を確保するために必要な体制の整備について

- ①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (a)当社は、グループ経営管理に関する規程に基づき、子会社のガバナンスの強化と職務執行の効率を追求する。
 - (b)当社は、主要な子会社に内部統制システム構築の基本方針を策定させ、その運用状況は当社の内部統制本部を通じて当社の取締役会に報告する。
- ②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a)当社の内部統制本部が、主要な子会社に構築された内部統制推進体制を通じてグループ全体におけるリスク管理を推進する。
 - (b)当社は、子会社において各リスクの管理に関する規程を整備させるとともに、当社の各リスクの主管部門による教育・指導・監査等を通して、グループ全体のリスクの低減を図る。
 - (c)当社は、主要な子会社に緊急連絡責任者を配置し、緊急事態が発生した場合には、規程に従い当該緊急連絡責任者は直ちに当該子会社取締役及び当社経営トップへ報告を行うものとする。報告を受けた経営トップは、適時に適切な対応を取るものとする。
- ③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a)当社のグループ経営管理に関する規程に則り、子会社は決裁権限規程等を策定し、効率的な職務執行を行う。
 - (b)主要な子会社の中期経営計画及び年度予算については、当社取締役会で承認決議の上執行する。また、その執行状況については当社執行責任者会議等で子会社取締役等から報告させ、当社がグループ全体の職務執行の状況を掌握できる体制とする。
 - (c)主要な子会社の経営上の重要な事項については、多面的な検討に基づき意思決定を行うため、当社の経営戦略委員会等において、当該事項の検討・審議を行う。
- ④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a)当社の内部統制本部は、主要な子会社に構築された内部統制推進体制を通じてグループ全体におけるコンプライアンスの徹底を図るものとする。

- (b)当社は、子会社においてコンプライアンス教育を継続的に実施させる。また、必要に応じ子会社の取締役及び全管理職からコンプライアンスに関する誓約書を徴集する。
 - (c)当社は子会社と連携し、子会社においても市民社会の秩序や安全に脅威を与える団体や個人に対しては毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を遮断するものとする。
 - (d)当社は、子会社に対し内部通報制度を設置させる。子会社の通報窓口には当該会社の監査役を含むものとする。また、主要な子会社の通報窓口には当社の内部統制本部も加えるものとする。
 - (e)当社から、主要な子会社に対しては取締役や監査役を派遣してグループ内部統制の強化に努めるとともに、当社の子会社の取締役の職務執行については、当社の主管部門が監査を行い、その職務執行が法令及び定款に適合することを確保する。
- ⑤子会社の財務報告の信頼性を確保するための体制
- (a)当社は、子会社における財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成・開示するために、主要な子会社に対して財務報告に係る内部統制システムの整備を義務付ける。
 - (b)当社の内部監査部門は、主要な子会社における財務報告に係る内部統制システムの運用状況を監査することにより、子会社における財務報告の信頼性を確保する。
- (3) 当社の監査役の職務の執行のための必要な事項について
- ①当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会の直属の部門として、当社の監査役の職務執行を補助すべき専任者を含む使用人からなる監査役室を設置する。
 - ②当社の監査役の職務の執行を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役室に配置された使用人の人事異動、人事考課及び懲戒処分については当社の監査役の同意を必要とする。
 - ③当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社の監査役の職務執行の補助に係る業務に関しては、監査役室に配置された使用人への指揮・命令は監査役が行うものとする。

④当社の監査役への報告に関する体制

- (a)当社の取締役、執行役員及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
- (7)当社の監査役は、取締役及び執行役員の職務執行を監査するため、取締役会、執行責任者会議その他当社の重要な会議に出席する他、主要な稟議書やその他業務執行に関する重要な書類を閲覧するものとする。
- (イ)当社の取締役、執行役員及び使用人は、法令、定款又はコンプライアンスに違反する事実やその疑いがある場合には、直ちに当社の監査役に報告するものとする。
- (ウ)当社の内部通報制度の通報先に当社の監査役を含むものとする。
- (b)子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- (7)子会社の取締役、監査役及び使用人は、法令、定款又はコンプライアンスに違反する事実やその疑いがある場合には、直ちに当社の当該事項の主管部門を通じて当社の監査役に報告するものとする。
- (イ)当社の内部統制本部は、主要な子会社の内部通報制度に通報された内容のうち、重要なものについてはその内容及び対応状況を当社の監査役に適宜報告するものとする。
- (ウ)当社の内部監査部門が実施した子会社の監査結果の報告は、遅滞なく当社の監査役に報告するものとする。
- (c)前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社及び主要な子会社は、各社の社内規程により、内部通報を行ったこと又は当社の監査役へ報告を行ったことを理由として不利な扱いを受けないことを規定し、社内に周知徹底を図るものとする。

⑤当社の監査役の仕事の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針

当社の監査役の仕事の執行について生じる費用等については予算化する。法に基づく前払い等の請求がある場合には、当該監査役の仕事の執行に必要でない認められる場合を除き、当社が支払うものとする。

⑥その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a)当社の取締役、執行役員及び子会社の取締役は、当社の監査役が当社の内部監査部門、内部統制部門、子会社の監査役及び会計監査人等との連携を通じて、実効的な監査を実施できる体制の整備を行うものとする。
- (b)当社は、当社及び子会社の監査役による関係会社監査役会を定期的に開催し、監査に関する情報交換及びグループとしての監査機能の充実を図る。

(c)当社が選任する監査役には、財務及び会計に関する適切な知見を有する者を
含むものとする。

Ⅲ. 本方針の改廃

本方針に見直しの必要性が生じた場合は、取締役会の決議により改正するもの
とする。

(注) 本方針は、会社法及び会社法施行規則の改正に伴い、平成27年5月1日付で改正したも
のであります。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおり
であります。

- ①当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための
体制
当社は、会社法及び会社法施行規則の改正を受け、当社の「内部統制システ
ム構築の基本方針」を見直し、平成27年4月28日の取締役会で決議を受け、
同年5月1日より施行しております。
- ②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、株主総会議事録・取締役会議事録等について、社内規程に則り適切
に保存・管理しております。
- ③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a)各部門は社内規程に基づき、年度毎にリスクの自己評価を行うとともに重点
リスク管理項目を設定し、リスクの改善状況を四半期毎に本社へ報告して
おります。
 - (b)各部門は緊急事態が発生した場合には、社内規程に基づきその状況を経営ト
ップに報告し、適時に対応する仕組みとしております。
- ④当社の財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、信頼性のある財務報告に係る内部統制システム構築のために内部統
制本部を設置し、各事業部門に内部統制の責任者及び推進者を配置して
おります。また監査室が財務報告に係る内部統制システムの整備・運用状況の監
査を実施しております。
- ⑤当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、執行役員制を採用し、社内規程等に則り執行役員に権限を委譲し、
効率的な職務執行を行っております。また毎月開催する執行責任者会議に

- において執行責任者に月次業績、中期経営計画及び予算の執行状況を報告させております。
- ⑥当社の執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a)倫理委員会においてコンプライアンスに関する基本方針を確認するとともに、内部通報制度の運用状況やコンプライアンス教育の実施状況等、当期のコンプライアンス全般の状況を報告しております。
 - (b)全社員に対して、職位に応じて必要なコンプライアンス教育を実施し、その周知徹底を図っております。また、年に1回実施するコンプライアンスの意識調査を通じて、社員のコンプライアンス意識の状況をモニタリングし、必要に応じて改善策を講じております。
 - (c)全管理職から「コンプライアンス誓約書」を毎年徴集しております。
 - ⑦当社及び子会社からなるグループにおける業務の適正を確保するために必要な体制
 - (a)当社グループにおける業務の適正かつ効率的運営を確保するため、「事前協議報告規程」を制定しており、国内・海外の子会社へ周知徹底しております。さらに主要な子会社はそれぞれ「内部統制システム構築の基本方針」を策定し、その運用状況を当社に報告しております。
 - (b)主要な子会社は、社内規程に基づき年度毎にリスクの自己評価を行い、重点リスク管理項目を設定し、改善状況を四半期毎に当社へ報告しております。
 - (c)国内・海外子会社は、コンプライアンス教育を実施し、その周知徹底を図っております。また、国内子会社ではコンプライアンスの意識調査を通じて、社員のコンプライアンス意識の状況を毎年モニタリングし、その結果及び改善の状況を当社に報告しております。
 - (d)国内子会社が設置している内部通報窓口に通報があったときには、当該内部通報窓口から当該子会社の監査役及び当社へ速やかに報告させる仕組みとしております。
 - (e)主要な国内・海外子会社は、信頼性のある財務報告に係る内部統制システム構築のために内部統制の責任者及び推進者を配置しております。また当社監査室が、主要な国内・海外子会社の財務報告に係る内部統制システムの整備・運用状況の監査を実施しております。
 - ⑧当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a)当社では、監査役の業務を補助すべき専任組織として監査役室を設置し、監査役が監査役室の使用人に対して指揮・命令を行っております。

- (b)当社は、監査役の職務執行について生ずる費用等については年度予算に計上しており、これを適切に運用しております。
- (c)当社は、監査役の監査を実効的なものとするため、取締役会、執行責任者会議、経営戦略委員会等の重要な会議を通じて、監査役に対し情報提供を行う他、監査役と代表取締役との定期的な意見交換の場を設けております。また、関係会社の監査役、当社の監査室及び会計監査人は、その業務に関し定期的にまた必要の都度、当社監査役との間で情報交換を行い、当社グループ全体の監査の充実を図っております。
- (d)当社は、法令やコンプライアンス違反に相当する事件や事項については、当社の主管部門を通じて直ちに監査役へ報告しております。また、当社及び国内子会社は内部通報者の保護に関する規程を整備し、各社内に周知・徹底しております。

5. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方については、最終的には、株主の皆様により、当社の企業価値の向上ひいては株主の皆様共同の利益の確保を図るという観点から決せられるべきものと考えております。従って、会社支配権の異動を伴うような大規模な株式等の買付けの提案に応じるか否かといった判断も、最終的には株主の皆様のご意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、買収の目的や買収後の経営方針などに鑑み、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様に対して買付内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を十分に提供することなく行われるものなど、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に重大な影響を及ぼすものも想定されます。当社といたしましては、このような大規模買付行為を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

当社の企業価値は、「一流商品」の提供、事業間価値連鎖によるシナジー及びグローバルネットワークと、住友の事業精神に則った経営によって維持、強化されてきた株主の皆様をはじめとして、顧客、取引先、従業員、社会との信頼関係を源泉としており、さらにはこれらが有機的一体となって機能することによって、より大きな価値を生み出しています。

当社としては、企業価値を増大させること及び生み出した利益を株主の皆様に戻元していくことで株主の皆様共同の利益を最大化することを本分とし、市場における自由な取引を通じ当社株主となられた方々にお支えいただくことを原則としつつも、当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式の取得をめざす者による当社株式の取得により、このような当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、このような当社株式の取得をめざす者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、必要かつ相当な範囲において、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保ないし向上のための措置を講じることをその基本方針といたします。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、上記基本方針の実現のため、以下の取組みを行ってまいります。

①中期経営計画及びその実践

「中期経営計画2016」では、平成28年度に売上高7,000億円、営業利益率7.5%を達成することを財務目標といたします。なお、ROICを引き続き当社グループの経営指標とし、 $ROIC > WACC^*$ を継続するとともに、ROIC 7%以上の確保をめざします。

上記の財務目標達成のため、(a)持続的成長の基盤を構築するための「着実な成長」、(b)「高収益への反転」、(c)「たゆみなき業務品質改善」を計画の目的に掲げ、「一流商品を提供し続ける企業」をめざします。単なる成長ではなく、高収益へ向けた反転を実行すべく、足元を固め、着実な成長を達成することが重要です。

なお、計画期間3か年における配当性向の目標は30%であります。

②コーポレートガバナンスの強化

当社は、かねてよりコーポレートガバナンスの強化に取り組んでおります。具体的には、平成11年の執行役員制の導入、平成14年以降の社外取締役の選任、平成19年の取締役の任期の2年から1年への短縮、さらに平成27年からは社外取締役を複数名選任するなどして取締役会の活性化や経営の透明性の確保に努めております。

また、平成27年11月には、当社グループの企業価値の増大を図り、あらゆるステークホルダーからの評価と信頼をより高めていくため、効率的で透明性の高い経営体制を確立することを目的として、「住友重機械コーポレートガバナンス基本方針」を制定しております。

監査役は、グループ会社監査役会議を定期的を開催し、グループ全体の監査機能の充実を図っており、また、海外子会社に対する実地監査を毎年行うなど、グローバル化に対応した監査を実施しております。

さらに、当社は、社外役員全員について、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員であると判断し、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。これら独立役員については、取締役会などにおける業務執行に係る決定局面等において、一般株主への利益への配慮がなされるよう必要な意見を述べるなど、一般株主の利益保護を踏まえた行動をとることが求められます。

③株主の皆様に対する還元策

当社は、以上述べてきた施策、戦略の遂行により、事業の一層の成長による企業価値の増大及び継続的な増配による利益還元を通じて、株主の皆様共同の利益の向上を実現するべく、一層の努力を続けてまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を導入することに関して平成20年6月27日開催の第112期定時株主総会において、株主の皆様のご承認を頂き、その後、平成23年6月29日開催の第115期定時株主総会及び平成26年6月27日開催の第118期定時株主総会において、それぞれ所要の変更を行ったうえで、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を継続することにつき、株主の皆様の過半数の賛成により、ご承認を頂きました（以下、継続後の対応方針を「本プラン」といいます）。

本プランは、大規模買付者に対して、大規模買付ルールに従うことを求めるものです。大規模買付ルールとは、大規模買付者が事前に取り締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会が当該大規模買付行為について評価検討し、企業価値委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動、不発動又は中止に関して取締役会又は必要に応じて株主総会による決議を行い、対抗措置不発動又は中止に係る決議がなされた場合に初めて大規模買付行為が開始されるべきというものです。

対抗措置は、①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、又は②大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を守るために発動される場合があります。当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を確保し、その他これを防衛するために必要かつ相当な、会社法第277条以下に規定される新株予約権無償割当て、又は、企業価値委員会の意見などを踏まえてその時点で最も適切と取締役会が判断した方法といたします。

(4) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営計画及びその実践は、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を継続的かつ持続的に向上させる具体的方策として、当社の基本方針に沿うものと考えます。

また、本プランは、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮、交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断できること、当社取締役会が企業価値委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能とし、もって当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保、向上を目的として導入されるものであり、当社の基本方針に沿うものと考えます。

特に、本プランは、事前の開示を充実させたものであること、株主意思の重視が図られているものであること、外部専門家の意見を取得することを認めていること、企業価値委員会の設置により当社取締役会の恣意的判断を排除していること、ガイドラインの設定により、対抗措置の発動、不発動又は中止に関する判断の際に拠るべき基準の客観性、透明性が高いこと、デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないことなどから、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を充足し、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有しており、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

* WACC（加重平均資本コスト Weighted Average Cost of Capital）：

負債コストと株主資本コストを加重平均したものであり、資本コストの代表的な計算方法

(注) この報告書に記載しております数値は、表示単位未満の端数を四捨五入しております。

連 結 計 算 書 類

(平成27年 4 月 1 日から
平成28年 3 月31日まで)

連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書

(ご参考)連結キャッシュ・フロー計算書

(平成27年 4 月 1 日から
平成28年 3 月31日まで)

計 算 書 類

(平成27年 4 月 1 日から
平成28年 3 月31日まで)

貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	493,002	流 動 負 債	294,919
現 金 及 び 預 金	65,804	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	142,304
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	219,929	短 期 借 入 金	42,708
有 価 証 券	5,000	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	7,300
た な 卸 資 産	156,270	未 払 法 人 税 等	6,919
繰 延 税 金 資 産	15,405	前 受 金	35,205
そ の 他 の 流 動 資 産	32,268	保 証 工 事 引 当 金	9,092
貸 倒 引 当 金	△1,674	受 注 工 事 損 失 引 当 金	1,739
固 定 資 産	289,857	事 業 損 失 引 当 金	3,970
有 形 固 定 資 産	227,769	そ の 他 の 流 動 負 債	45,682
建 物 及 び 構 築 物	50,338	固 定 負 債	105,123
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	52,127	社 債	10,000
土 地	108,285	長 期 借 入 金	8,224
建 設 仮 勘 定	3,302	事 業 譲 渡 損 失 引 当 金	115
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	13,717	製 造 物 責 任 損 失 引 当 金	45
無 形 固 定 資 産	11,219	退 職 給 付 に 係 る 負 債	51,623
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	11,219	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	21,027
投 資 そ の 他 の 資 産	50,868	そ の 他 の 固 定 負 債	14,089
投 資 有 価 証 券	25,987	負 債 合 計	400,042
長 期 貸 付 金	6,170	純 資 産 の 部	
繰 延 税 金 資 産	13,153	株 主 資 本	320,953
そ の 他	9,929	資 本 金	30,872
貸 倒 引 当 金	△4,371	資 本 剰 余 金	25,354
資 産 合 計	782,859	利 益 剰 余 金	265,588
		自 己 株 式	△861
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	55,667
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,355
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△121
		土 地 再 評 価 差 額 金	41,481
		為 替 換 算 調 整 勘 定	21,558
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△9,607
		非 支 配 株 主 持 分	6,197
		純 資 産 合 計	382,817
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	782,859

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高 売上原価 売上総利益 販売費及び一般管理費 営業利益 営業外収益 受取利息及び配当金 持分法による投資利益 その他 営業外費用 支払利息 為替差損 その他 経常利益 特別損失 損害補償費用 減損損失 税金等調整前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益 非支配株主に帰属する当期純損失(△) 親会社株主に帰属する当期純利益	700,838 537,502 163,337 112,768 50,568 1,658 2,083 2,679 1,829 509 5,519 49,131 1,448 524 47,159 15,074 1,016 31,070 △2,063 33,133	700,838 537,502 163,337 112,768 50,568 6,421 7,858 49,131 1,972 47,159 16,090 31,070 △2,063 33,133
---	---	---

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

営業活動によるキャッシュ・フロー	18,315
投資活動によるキャッシュ・フロー	△15,350
財務活動によるキャッシュ・フロー	△23,789
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,606
現金及び現金同等物の減少額	△22,430
現金及び現金同等物の期首残高	90,324
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	731
現金及び現金同等物の期末残高	68,625

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	169,046	流動負債	178,949
現金及び預金	26,593	支払手形	3,567
受取手形	2,653	買掛金	61,728
売掛金	58,607	短期借入金	3,866
有価証券	5,000	1年内返済予定の長期借入金	4,000
製品	10,322	リース債	80
仕掛品	17,201	未払金	11,388
原材料及び貯蔵品	545	未払費用	3,405
前払金	14,748	未払法人税等	2,076
前払費用	608	前受り金	21,834
繰延税金資産	6,329	預り金	61,933
未収入金	13,898	保証工事引当金	3,534
その他の流動資産	14,150	受注工事損失引当金	1,254
貸倒引当金	△1,608	その他の流動負債	286
固定資産	281,174	固定負債	112,773
有形固定資産	118,837	社債	10,000
建物	17,516	長期借入金	6,300
構築物	2,430	リース債	56
機械装置	5,859	事業譲渡損失引当金	115
船舶	0	退職給付引当金	15,188
車両運搬具	35	資産除去債	295
工具器具備品	2,092	再評価に係る繰延税金負債	21,027
土地	89,925	長期預り金	59,515
リース資産	102	その他の固定負債	276
建設仮勘定	879	負債合計	291,722
無形固定資産	3,553	純資産の部	
ソフトウェア	2,052	株主資本	115,058
その他の無形固定資産	1,501	資本剰余金	30,872
投資その他の資産	158,783	資本準備金	27,073
投資有価証券	11,346	資本剰余金	27,073
関係会社株式	105,590	利益剰余金	57,975
関係会社出資金	30,706	利益準備金	6,295
従業員長期貸付金	2	その他利益剰余金	51,680
破産更生債権等	145	繰越利益剰余金	51,680
長期前払費用	69	自己株式	△861
繰延税金資産	7,835	評価・換算差額等	43,439
その他の	3,476	その他有価証券評価差額金	2,163
貸倒引当金	△385	繰延ヘッジ損益	△205
資産合計	450,220	土地再評価差額金	41,481
		純資産合計	158,497
		負債及び純資産合計	450,220

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		196,850
売上原価		169,477
売上総利益		27,373
販売費及び一般管理費		21,953
営業利益		5,420
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	16,774	
その他の	1,916	18,690
営業外費用		
支払利息及び社債利息	420	
為替差損	127	
特許関係費用	528	
その他の	2,095	3,171
経常利益		20,939
特別損失		
損害補償費用	1,448	
減損損失	511	1,959
税引前当期純利益		18,980
法人税、住民税及び事業税	△189	
法人税等調整額	303	114
当期純利益		18,866

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

住友重機械工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	磯 貝 和 敏 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川 瀬 洋 人 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	富 永 淳 浩 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住友重機械工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友重機械工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

住友重機械工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	磯 貝 和 敏 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川 瀬 洋 人 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	富 永 淳 浩 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友重機械工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第120期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第120期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、協議の上、本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受け、必要に応じて子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」及びその取組み（会社法施行規則第118条第3号イ及び同号ロ）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。また、その各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月23日

住友重機械工業株式会社 監査役会

常勤監査役 木下 幸雄 ㊟

常勤監査役 藤田 和己 ㊟

監査役 若江 健雄 ㊟

監査役 宮澤 孝司 ㊟

(注) 監査役 若江健雄及び監査役 宮澤孝司は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株 主 メ モ

- 事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 定時株主総会開催時期 毎年6月
- 基準日 定時株主総会 毎年3月31日
期末配当金 毎年3月31日
中間配当金 毎年9月30日
- 株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社
- 株主名簿管理人事務取扱場所
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社証券代行部
[郵便物送付先]
〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社証券代行部
[電話照会先]
☎ 0120-782-031
[ウェブサイトアドレス]
<http://www.smtb.jp/personal/agency/index.html>
[特別口座について]
株券電子化前に「ほふり」（株式会社証券保管振替機構）を利用されていなかった株主様には、株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社に口座（特別口座といいます）を開設しております。
特別口座についてのご照会及び住所変更等のお届出は上記の電話照会先をお願いいたします。
- 公告方法 インターネット上の当社ウェブサイトに掲載します
(<http://www.shi.co.jp>)
ただし、やむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載いたします。

 住友重機械工業株式会社

